

上越市議会基本条例改正に伴う逐条解説変更案

下線部分が改正箇所

改 正 案	改 正 前
<p>(前文)</p> <p>【解説】</p> <p>○ 前文は、地方分権・地域主権改革の進展や広域かつ全国最多となる14市町村での合併、自主自立のまちの実現に向けた自治基本条例の制定、都市内分権を推進する仕組みである地域自治区の設置など、(以下略)</p>	<p>(前文)</p> <p>【解説】</p> <p>○ 前文は、地方分権_____改革の進展や広域かつ全国最多となる14市町村での合併、自主自立のまちの実現に向けた自治基本条例の制定、都市内分権を推進する仕組みである地域自治区の設置など、(以下略)</p>
<p>第8条第5項及び第6項</p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>第5項は、重要な条例の制定、改正又は廃止並びに政策等を提案しようとするときは、市民説明会やパブリックコメント等を実施するなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</u> (追加)</p> <p>○ <u>第6項は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果の公表を義務として定めたものである。</u> (追加)</p>	
<p>第12条</p> <p>【趣旨】</p> <p>○ 本条は、市長等に議会審議に必要な情報開示や議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは議会の意見を聴く機会を求めることについて定めたものである。</p>	<p>第12条</p> <p>【趣旨】</p> <p>○ 本条は、市長等に議会審議に必要な情報開示_____を定めることについて定めたものである。</p>
<p>第12条第2項</p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>第2項は、議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、議会の意思を尊重させる必要があることから、全員協議会等において、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めることを定めたものである。</u> (追加)</p>	
<p>第27条</p> <p>【趣旨】</p> <p>○ <u>本条は、議員の定数について定めたものである。</u></p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>第1項は、議員の定数については、条例で別に定めることを明らかにしたものであり、具体的には、上越市議会議員定数条例がこれに当たるものである。</u></p> <p>○ <u>第2項は、議員定数の改正について、地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が提案する場合は、人口、面積、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民説明会の開催などにより市民の意見を十分考慮したうえで、提案することを定めたものである。</u> (追加)</p>	

改 正 案	改 正 前
<p>第28条</p> <p>【趣旨】</p> <p>○ <u>本条は、議員の報酬について定めたものである。</u></p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>第1項は、議員の報酬については、条例で別に定めることを明らかにしたものであり、具体的には、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例がこれに当たるものである。</u></p> <p>○ <u>第2項は、議員報酬の改正について、地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、<u>公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分考慮したうえで、提案することを定めたものである。第三者機関とは、具体的には、上越市特別職報酬等審議会条例で定める上越市特別職報酬等審議会がこれに当たるものである。</u>（追加）</u></p>	
<p>第29条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第28条 略</p>